

様式2（第3の6関係）

会 議 の 概 要

| | |
|-----------------------|--|
| 1 会議名（審議会名） | 宝塚市社会福祉審議会（平成23年度第4回） |
| 2 開催日時 | 平成24年（2012年）1月13日（金）午後6時～午後8時 |
| 3 開催場所 | 宝塚市役所 3-3会議室 |
| 4 出席委員（敬称略） | 一圓光彌・藤井博志・石倉加代子・多田浩一郎・田中猛・ 中村文子・稲野廣・鷺見宏・渡邊淑子・吉田敏幸・安村真紀・ 井上みえ・二宮満雄・井谷満・前田文雄・飯野英明 |
| 5 公開不可・一部不可 の場合の理由 | |
| 6 傍聴者数 | 0人 |
| 7 公開の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可 |
| 8 議題及び結果の概要 | <p>(1) 議題 宝塚市障害福祉計画（第3期計画）の策定について</p> <p>(2) 審議結果の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国資料について、事務局から説明を行った。 ・ 地域移行アンケート・ヒアリングシート集計結果について、事務局から説明を行った。 ・ 宝塚市障害福祉計画（第3期計画）パブリック・コメント案（以下「計画案」という。）について、事務局から説明を行った。 ・ 計画案について、審議会の承認を受け、パブリック・コメント手続に基づく計画案に対する市民等からの意見募集を、平成24年（2012年）1月20日から2月20日まで行う予定。 <p>(3) 審議における主な意見</p> <p>ア 入院中の精神障がい者の地域移行支援は、都道府県が実施することとなったが、本計画中でも、今後は都道府県が行う、ということを明記すべきである。何も説明がないと、計画書を読む人には、分からない。議論されていない、と受け取られる。また、今回の制度改革と、障害者権利条約と、障害者自立支援法違憲訴訟の和解合意文書が、(仮称)障害者総合福祉法の根底にある。これも、何も説明がないと、計画書を読む人には、分からない。 (事務局：審議会小委員会で本計画の「構想」として示</p> |

したとおり、根拠法は障害者自立支援法なので、総合福祉法には言及していない。次回の計画の見直し時期に対応する予定。但し、計画案P22で、制度改革の経緯について触れている。）

イ 計画案P1「ノーマライゼーション」の言葉が、国の策定指針（国資料P37）では「障害の有無によって分け隔てられることなく…」言い換えられている。よって、計画案P1からも、「ノーマライゼーション」を削除すべきである。

ウ 計画案P2からの国の基本指針では、「ノーマライゼーション」ではなく、言い換えられたものを記載している。計画案P1の「ノーマライゼーション」の脚注には、「現在はインクルーシブな社会を目指す」という文言を追加すべきである。（事務局：脚注の修正を行う。）

エ 11月25日の資料にもあったように、入院していない在宅の未支援者へのアウトリーチができていない。その人たちの実態を誰も知らない。相談支援の箇所を読むと、地域移行、地域定着についても限定的に書かれている。家族支援が重要であると言われている中で、計画案P56「居宅において単身等で生活する障がい者」となると、家族と同居している障がい者はどうなるのか。家族への支援も重要である。（事務局：アウトリーチとして、申請がなければ、行政側から訪問しないという訳ではない。ケースワークの一環として、訪問する。ただし、委員意見のとおり、悉皆調査ができていないわけではない。）

オ 「単身者」、「地域移行者」を対象者とする、範囲が狭い。この計画は多くの人に読まれるので、もっと対象者を広げられないか。（事務局：検討する。）

カ 早期発見、早期対応、家族支援、QOLの確保、権利擁護のためには、自立支援協議会の充実など、障がい者福祉の相談支援ネットワークを充実させていかなければならず、その記述は望まれるところである。数量計画であるので、既存の制度の中で対応しなければならないのであるが。

キ 以前、藤井委員から相談支援体制の充実が重要であるという意見があった。宝塚市としての相談支援をどの

| | |
|--|--|
| | <p>ように充実させていくことの記述があっても良い。</p> <p>ク 相談支援というツールをどのように活かしていくかを研究していくべき。</p> <p>ケ 計画案（差し替え資料）P 6 4の相談支援の確保のあり方の部分で書きこむことにより、相談支援の充実について書き込むこともできる。（事務局：検討する。）</p> <p>コ 計画案P 5 5「精神科病院患者」を「入院者」に修正すべきである。（事務局：修正する。）</p> <p>サ 計画案（差し替え資料）P 6 4「また、」以降の中に、「重度障がい者等」とあるが、重度に限定するのではなく、障がいのある人全体に対し、取り組んでいく記述を希望する。</p> |
|--|--|